

簡易宿所約款

第1条【本約款の適用】

第1項

株式会社大地が運営する十勝まきばの家(北海道中川郡池田町清見 144)内の簡易宿所(以下、「当館」といいます。)と当館の利用を希望する方との間で締結する宿泊約款及びこれに関する契約は、この約款(以下、「本約款」といいます。)及び当社が定める施設利用規約その他の規約の定めるところによるものとし、本約款及び当館が定める施設利用規約、愛犬同伴宿泊規約その他の規約に定められていない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

第2項

利用者は、当館を利用するにあたり、本約款のすべての事項について同意したものとみなします。

第3項

当館は第1項の規定に関わらず、本約款の法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

第2条【宿泊契約の申込み】

第1項

当館に宿泊の申込みをしようとする方は、次の事項を当館へ申し出ていただきます。

1. 氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、性別、職業、宿泊日、到着予定時刻
2. 外国人にあっては、国籍、旅券番号、前宿地、後宿地
3. 出発日、宿泊数、人数
4. その他、当館が必要と認めた事項

第2項

当館に宿泊するお客様(以下、「宿泊客」といいます。)が、宿泊中に前項第1号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとします。

第3項

18歳未満(高校生を含む)のみのご宿泊は、保護者の許可が無い限りお断りいたします。宿泊には保護者の同意書がご宿泊者全員分、必要となります。

第3条【宿泊契約の成立等】

第1項

宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第2項

前項の規定により宿泊契約が成立したときは、期間を定めて宿泊期間の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

第3項

第2項の予約金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

第4項

前項の予約金は、第6条に定める場合には同条の違約金に充当し、第5条第2項、第6条第2項及び第14条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば返還します。ただし、銀行振込に関わる手数料は宿泊客に負担いただきます。

第4条【宿泊引受けの拒絶】

第1項

当館は次に掲げる場合において、宿泊契約に応じないことがあります。

1. 満室により客室の余裕がない場合。
2. 宿泊の申込みが本約款によらないものである場合。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる場合。
4. 宿泊しようとする者が、次のイからニに該当すると認められる場合。
 - イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下、「暴力団」といいます。)同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」といいます。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがいる。

- 二 暴力団等に自己の名義を利用させる者である場合。
5. 宿泊しようとする者が、感染症に罹患していると明らかに認められる場合。
 6. 宿泊しようとする者が、当館もしくは当館スタッフに対し暴力的 requirement 行為、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。
 7. 天災・施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができない場合。
 8. 他のお客様の迷惑となる行為と判断した場合。
 9. 北海道が定める旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。
 10. 宿泊の申込みをした者が、予約した部屋につき、転売や有料での斡旋など自己の利益を図る目的を秘して申込みをしたとき。
 11. 宿泊しようとする者が、過去に当館との間において、当館関係者(従業員、宿泊客及び取引業者等を含む)に関して何らかの問題を惹起したことがあるとき。
 12. その他、前各号に準じる事由があると当館が判断した場合、及び、当館利用規則に反すると認める場合。

第 5 条 【宿泊客の契約解除権】

第 1 項

宿泊客は、当社に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

第 2 項

当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除したときは、以下に掲げるとこにより違約金を申し受けます。

1. 宿泊日の 14 日前～8 日前に解除した場合 宿泊料金の 30%相当額
2. 宿泊日の 7 日前～2 日前に解除した場合 宿泊料金の 50%相当額
3. 宿泊日の 1 日前に解除した場合 宿泊料金の 100%相当額
4. 宿泊日当日に解除した場合及び連絡なく不着になった場合 宿泊料金の 100%相当額

第 3 項

当館は、宿泊客が宿泊当日の午後 6 時になつても到着しないとき、また宿泊客が事前に申し出た到着時間が午後の 6 時以降の場合に当該申し出の到着時間を超える場合、その宿泊予約は取り消されたものとみなして処理することがあります。

第 4 項

前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊客がその連絡をしないで到着しなかつたことが列車、航空機等の公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊客の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第2項の違約金はいただけません。

第6条【当館の契約解除】

第1項

当社は、次に掲げる場合、宿泊契約を解除することがあります。

1. 宿泊客が本約款に違反し、又は当社の定める利用規約に違反した場合。
2. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められる場合。
3. 宿泊客が次のイからハに該当すると認められる場合。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
4. 宿泊客がほかの宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
5. 宿泊客が感染症に罹患していると明らかに認められる場合。
6. 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められた場合。
7. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができない場合。
8. 第3条第2項の予約金の支払いを請求した場合において期限までにその支払がない場合。
9. 当館が定める利用規約の禁止事項に従わない場合。
10. 北海道旅館業法施行条例に定める宿泊を拒むことができる事由に該当する場合。
11. その他、前各号に準じる事由があると当館が判断した場合、及び当館利用規則に反したと認めるとき。

第2項

当館は前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、前条第2項に定める基準に従い違約金をお支払いただくことがあります。

第7条【宿泊の登録】

第1項

宿泊客は、宿泊日当日、当館に到着次第、当社の定める方法で次の事柄を登録していただきます。

1. 氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、性別、職業
2. 外国人にあっては、国籍、旅券番号、前泊地、後泊地
3. 出発日、人数、出発時刻
4. その他、当館が必要と認めた事項

第8条【客室の利用時間】

第1項

宿泊客が当館の客室を使用できる時間は午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

第2項

宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が館内および客室内に置き忘れられていた場合、法令に基づいて当館が相当と考える措置をとることとします。当該手荷物または携帯品の所有者が明確に判明したときは、当館は、その裁量に基づき、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めることができます(ただし、義務ではありません。)ものとします。

第9条【客室のアーリーチェックイン及びレイトチェックアウトについて】

第1項

当館は前条第1項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合は当館が任意に定め、宿泊客に対して提示する追加料金を申し受けます。ただし、宿泊日前後の予約状況によります。

第10条【料金の支払い】

第1項

料金の支払いは、現金またはクレジットカードや電子マネー等当館が認めた方法により、宿泊客のチェックインの際にまたは当館が請求したときに受付で行っていただきます。

第2項

当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第11条【利用規則の遵守】

第1項

宿泊客は、本約款のほか、当館が定める施設利用規約その他の規約に従っていただきます。

第12条【当館の責任】

第1項

当館の宿泊に関する責任は、宿泊客が当館受付において宿泊の登録を行ったとき又は客室に入ったときのうち、いずれか早い時期に始まり宿泊客が出発するためチェックアウトしたときに終わります。

第2項

宿泊客が当館の定める本約款及び施設利用規約等に従わないために発生した事故に関して、当館はその責任を負いません。

第3項

当館の責に帰すべき理由により、宿泊客に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊客の了解を得て、その宿泊客にできる限り同程度の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

第4項

当社は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金として、第5条第2項に定める違約金相当額を一切の損害に対する違約金として宿泊客に支払うものとします。ただし、客室が提供できることについて、当社の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第13条【駐車等の責任】

第1項

当館は、駐車場において生じた一切の損害について何らの責任を負いません。また当館の従業員による宿泊客の車の移動、誘導等は行いません。ただし、当館が管理する駐車場に限り、駐車場の管理に当たり当館の故意又は重過失によって損害を与えたときは、その損害を賠償します。

第14条【宿泊客の責任】

第1項

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償するものとします。

第15条【お預かり物の取り扱い】

第1項

当館は、宿泊客の物品のお預かりサービスを行いません。

第16条【金銭その他貴重品】

第1項

金銭その他貴重品は、宿泊客ご自身の責任にて管理して頂きます。滅失又は毀損等の損害について、当館は一切責任を負いません。

第17条【フリーWi-Fiの使用】

第1項

当館内でのフリーWi-Fiの利用に当たっては、宿泊客ご自身の責任において行うものとします。利用中のシステム障害その他理由によりサービスが中断した場合や、フリーWi-Fiの利用による結果、宿泊客がいかなる損害を受けた場合においても、当館は一切の責任を負いません。

第2項

フリーWi-Fiの利用に際し、当館が不適切と判断した行為により、当館または第三者に損害が見込まれる場合又は損害が生じた場合についてはその損害相当額を申し受けます。

第18条【本約款の変更】

第1項

本約款に定めのない事項、及び営業を行う上で必要であると判断した場合には、事前に予告なく本約款の内容を変更することがあります。

第19条【準拠法】

第1項

本規約に関する準拠法は日本法とします。

第20条【管轄裁判所】

第1項

本約款に関し宿泊客と当社との間で紛争が生じた場合、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

【附則】

2024年1月制定